

岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市が発注する公共工事における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び岩倉市予算決算会計規則（昭和62年岩倉市規則第1号）第66条第3号の規定に基づく前金払に関する事務について定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払のできる経費は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事のうち、土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）に要する経費で1件の契約金額が300万円以上のものとする。

(前金払の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、前金払をしない。

- (1) 契約金額の100分の25以上の金額に相当する資材を市が支給する工事であるとき。
- (2) その他市長が予算執行上不可能と認めるとき又は前金払の必要がないと認めるとき。

(前金払の割合等)

第4条 前金払の割合は、契約金額の10分の4以内とする。

- 2 継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。
- 3 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うものとする。
- 4 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときには、第1項の範囲で前金払をすることができる。

(中間前金払)

第5条 次の各号のいずれにも該当する場合は、契約金額の10分の2以内で、既にした前金払に追加して中間前金払ができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(前払金の端数整理)

第6条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前払金の使途)

第7条 前払金は、当該契約に係る工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(前金払の明示)

第8条 前金払の対象となる工事及び前金払の割合については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金の請求及び支払)

第9条 前金払を受けようとする者は、契約締結後速やかに法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書及び請求書を提出するものとする。

2 前項の規定により前払金の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 中間前金払を受けようとする者は、支払の請求に先立ち、中間前払金認定申請書（様式第1）に工事履行報告書（様式第2）を添付して第5条各号に掲げる要件を満たしていることの認定を申請するものとする。

4 前項の申請があったときは、直ちに確認を行い、当該結果を中間前払金認定通知書（様式第3）により通知するものとする。

5 前項の規定により中間前金払の認定を受けた者は、当該前金払に関し、保証事業会社と保証契約を締結した保証証書及び請求書を提出するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 前金払又は中間前金払を受けようとする者は、第1項及び前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証事業会社が定め、契約担当者が認めた措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができる。この場合において、前金払又は中間前金払を受けようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

第10条 前払金の支払を受けた者は、工事内容の変更その他の理由により契約金額が著しく増額された場合において、その増額後の契約金額の10分の4（第5条の規定

により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

- 2 前払金の支払を受けた者は、工事内容の変更その他の理由により契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5(第5条の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、その超過額を減額のあった日から30日以内に返還しなければならない。ただし、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 契約担当者は、前項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「遅延利息の率」という。)を乗じて計算した金額に相当する遅延利息の支払を請求することができる。
- 4 第1項又は第2項の場合において、契約残工期が30日未満のときは、前払金の増額又は減額は行わないものとする。

(保証契約の変更)

第11条 前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を提出するものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに提出するものとする。
- 3 前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、受注者は、その旨を保証会社に直ちに通知するものとする。
- 4 受注者は、第1項及び第2項の規定による変更後の保証証書の提出に代えて、電磁的方法による提出ができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

(前金払をしたときの部分払)

第12条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来形の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

- 2 受注者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方のみを請求できるものとし、どちらか一方の請求をした時点でもう一方を請求する権利は消滅するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、中間前金払を受けた工事についても部分払ができるものとする。

(前払金の返還)

第13条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金

の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金を当該工事以外の目的に使用したとき。

(2) 受注者がその契約義務を履行しないとき。

(3) 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(4) 当該工事の契約が解除されたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において、前金払を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき前払金に契約日における遅延利息の率を乗じて計算した利息を付さねばならない。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年８月１８日から施行し、同日以後に執行する改正後の岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱第２条に規定する対象工事の入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第 1 (第 9 条関係)

中間前払金認定申請書

年 月 日

岩倉市長

殿

受注者 住 所

氏 名

下記の工事について、中間前払金に係る認定を申請します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	

※ 添付書類

工事履行報告書（様式第2）

様式第 2 （第 9 条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所			
受 注 者 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
月 別	予 定 工 程 % ()は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
(記載欄)			
出来高 円			

様式第 3 (第 9 条関係)

中間前払金認定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

下記の工事について中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定したので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	